証券コード 3690
2023年12月６日

株　主　各　位

大阪市北区梅田二丁目２番22号
株式会社イルグルム
代表取締役　岩　田　　進

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
https://www.yrglm.co.jp/ir/stock/meeting/

（上記ウェブサイトにアクセスいただき「第23回定時株主総会招集ご通知」よりご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「イルグルム」又は「コード」に当社証券コード「3690」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2023年12月21日（木曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時　2023年12月22日（金曜日）午前10時

2．場　　所　大阪市北区梅田二丁目２番22号
ハービスENTオフィスタワー９階　会議室
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

3．目 的 事 項

報 告 事 項
1．第23期（2022年10月１日から2023年９月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第23期（2022年10月１日から2023年９月30日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項
第１号議案　監査等委員である取締役以外の取締役３名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件
第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

4．議決権の行使についてのご案内

（1）書面（郵送）による議決権行使の場合
議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年12月21日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送ください。

（2）インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2023年12月21日（木曜日）午後６時までに行使してください。

以　上

当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

会社法改正により、電子提供措置事項については、前記インターネット上の各ウェブサイトにアクセスのうえご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、議決権を有する全ての株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2023年12月22日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年12月21日（木曜日）
午後６時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年12月21日（木曜日）
午後６時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

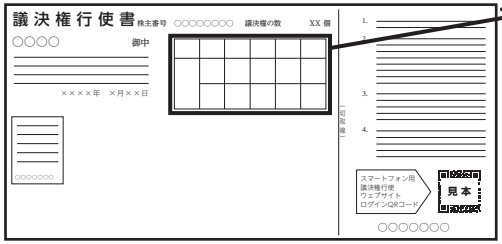

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者を反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

第２、３号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

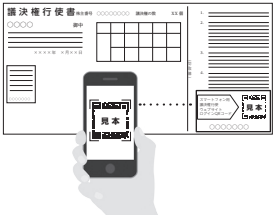

※「QRコード」は
株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120−652−031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00〜21：00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　監査等委員である取締役以外の取締役３名選任の件

監査等委員である取締役以外の取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役以外の取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての監査等委員である取締役以外の取締役候補者について適任であると判断しております。

監査等委員である取締役以外の取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	岩田（いわた）　進（すすむ） (1977年７月16日)	2001年６月　当社設立　代表取締役社長 2018年10月　株式会社イーシーキューブ代表取締役 2019年12月　当社代表取締役・社長執行役員CEO（現任） 2021年２月　株式会社スプー取締役（現任） 2021年７月　株式会社トピカ取締役（現任） 2022年２月　ファーエンドテクノロジー株式会社取締役（現任） 2022年５月　ボクブロック株式会社（現株式会社EC－CUBE Innovations）取締役（現任） 2023年９月　株式会社イーシーキューブ代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社イーシーキューブ代表取締役社長 株式会社スプー取締役 株式会社トピカ取締役 ファーエンドテクノロジー株式会社取締役 株式会社EC－CUBE Innovations取締役	2,752,707株
	【選任理由】 2001年の当社創業以来一貫して当社代表取締役を務めており、長年にわたる経営経験を有するとともに、デジタルマーケティング事業領域に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社代表取締役として適正かつ適切な経営の意思決定、経営監督を行っております。これらのことから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	あかざわ　ひろき 赤澤　洋樹 (1974年5月14日)	1999年４月　秋葉会計事務所入所 2003年３月　ガイア株式会社入社 2006年10月　株式会社日本エスコン入社 2008年11月　株式会社ユー・エス・ジェイ（現合同会社ユー・エス・ジェイ）入社 2016年10月　当社入社 2017年２月　経営企画部長 2018年９月　経営管理本部長 2018年10月　執行役員CFO 2020年12月　取締役CFO 2021年７月　株式会社トピカ取締役（現任） 2022年５月　ファーエンドテクノロジー株式会社取締役（現任） 2022年10月　当社取締役上席執行役員CFO　経営管理担当 2023年４月　取締役上席執行役員CFO　経営管理担当兼事業戦略室長 2023年９月　取締役上席執行役員COO兼CFO運営本部本部長兼事業戦略室長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社トピカ取締役 ファーエンドテクノロジー株式会社取締役	10,380株
	【選任理由】 経営企画、経理財務及び法務分野等で豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社取締役として適正かつ適切な経営の意思決定、経営監督を行っております。これらのことから引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	椎木（しいのき）　茂（しげる） (1950年２月13日)	1993年１月　プライスウォーターハウスコンサルタント株式会社パートナー＆常務取締役 2006年７月　IBMビジネスコンサルティングサービス株式会社代表取締役社長兼日本アイ・ビー・エム株式会社執行役員GBS担当 2009年７月　日本アイ・ビー・エム株式会社専務執行役員兼IBMビジネスコンサルティングサービス株式会社代表取締役社長 2012年１月　日本アイ・ビー・エム株式会社顧問 2013年４月　日本オラクル株式会社副社長執行役員アプリケーションビジネス統括・アライアンス事業統括 2016年６月　同社相談役 2016年12月　当社取締役（監査等委員） 2017年10月　SAPジャパン株式会社 デジタルビジネスサービス事業本部シニアエグゼクティブアドバイザー 2017年12月　当社取締役（現任） 2021年９月　株式会社アイデミー社外取締役（現任） 2022年５月　ボクブロック株式会社（現株式会社EC－CUBE Innovations）取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社EC－CUBE Innovations取締役 株式会社アイデミー 社外取締役	6,404株
	【選任理由】 大手ITシステム会社において長年にわたりグローバル企業の業務改革コンサルティング業務に従事するとともに、事業推進及び企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社取締役として適正かつ適切な経営監督を行っております。これらのことから、引き続き取締役候補者といたしました。		

(注) １．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役（監査等委員である取締役を含む）を含む被保険者が負担することになる株主代表訴訟費用、第三者訴訟費用及びその他付随費用を当該保険契約により塡補することとしております（ただし、被保険者による犯罪行為に起因する損害賠償金等は除く）。各候補者の再任が承認された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役大久保丈二氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
大久保（おおくぼ）　丈二（じょうじ） (1947年１月27日)	1970年２月　プライスウォーターハウス公認会計士事務所入所 1989年７月　プライスウォーターハウス　パートナー 1989年７月　青山監査法人代表社員 1992年７月　プライスウォーターハウスコンサルタント株式会社常務取締役 1995年７月　同社常務取締役CFO 2002年10月　IBMビジネスコンサルティングサービス株式会社常務取締役 2003年２月　公認会計士事務所開業 2013年６月　株式会社シグマクシス社外監査役 2016年６月　同社社外取締役（監査等委員） 2017年12月　当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年２月　株式会社スプー監査役（現任） 2021年７月　株式会社トピカ監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社スプー監査役 株式会社トピカ監査役	8,404株
【選任理由及び期待される役割の概要】 公認会計士として財務・会計に関する専門的な知見を有しているとともに、事業会社における長年の豊富な経験と幅広い知識を有しており、引き続き当該知見を活かして特に財務・会計分野について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。		

(注) １．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．大久保丈二氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
３．大久保丈二氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役でありますが、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって６年となります。
４．当社は、大久保丈二氏との間で、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、法令の定める額を限度として、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
５．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役（監査等委員である取締役を含む）を含む被保険者が負担することになる株主代表訴訟費用、第三者訴訟費用及びその他付随費用を当該保険契約により塡補することとしております（ただし、被保険者による犯罪行為に起因する損害賠償金等は除く）。候補者の再任が承認された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
６．当社は、大久保丈二氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

（ご参考）

第1号議案及び第2号議案の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役（会）のスキルマトリックス（上席執行役員含む）は以下の通りとなります。

	取締役			取締役監査等委員			上席執行役員
	岩田 進	赤澤 洋樹	椎木 茂	佐伯 壽一	西野 充	大久保 丈二	中川 仁
・企業経営	○	○	○	○	○	○	
・事業創造	○						
・内部統制 ・企業法務 ・コンプライアンス	○	○	○	○	○	○	
・テクノロジー ・エンジニアリング	○		○				○
・情報セキュリティー		○			○		○
・営業 ・マーケティング	○	○	○				
・財務 ・経理		○			○	○	
・人事労務		○		○	○		
・IR ・コミュニケーション	○	○				○	

（注）取締役及び上席執行役員については、知見・経験を有するスキル等を○とし、
取締役監査等委員については、特に貢献することが期待されるスキル等を○としております。

第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

現在の補欠の監査等委員である取締役選任の効力は、本総会開始の時までとなっておりますので、改めて、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
遠藤（えんどう）　元一（もとかず） (1957年５月25日)	1992年４月　弁護士登録（第二東京弁護士会） 1992年４月　田邨・大橋・横井法律事務所入所 1993年４月　清塚勝久法律事務所（現東京霞ヶ関法律事務所）入所 1996年８月　同所パートナー（現任） 2022年12月　株式会社オルトプラス社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 東京霞ヶ関法律事務所　パートナー 株式会社オルトプラス　社外取締役（監査等委員）	－株

【選任理由及び期待される役割の概要】
弁護士として法務面での専門的な知識と豊富な経験を有しており、当該知見を活かして特に法務面について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。
なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．遠藤元一氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
３．遠藤元一氏は、現在当社の補欠の監査等委員である社外取締役であります。
４．遠藤元一氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、法令の定める額を限度として、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
５．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役（監査等委員である取締役を含む）を含む被保険者が負担することになる株主代表訴訟費用、第三者訴訟費用及びその他付随費用を当該保険契約により填補することとしております（ただし、被保険者による犯罪行為に起因する損害賠償金等は除く）。候補者が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

事　業　報　告

（2022年10月１日から
2023年９月30日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の進展や経済活動の改善により、足元の景況感については改善がみられましたが、急速な金融引き締め等による景気後退懸念が高まっていることから、依然として国内外における経済先行きは不透明な状態が続いております。

一方、当社グループが事業を展開している国内のインターネット広告市場については、社会のデジタル化を背景に2022年のインターネット広告費は前年比114.1%の3兆912億円（株式会社電通「2022年日本の広告費」）と継続的に高い成長率を維持しており、総広告費に占める割合も43.5%まで拡大しております。

また、当社グループのもう一つの対面市場であるEC市場については、2022年国内BtoC-EC市場規模は前年比109.9%の22.7兆円となりました。分野別では、物販系分野に関して前年比105.4%と伸長しており、物販系分野におけるEC化率についてもBtoC-ECで9.1%（前年比0.3ポイント増）と伸長しております。BtoB-EC市場におけるEC化も37.5%（前年比1.9ポイント増）と増加傾向にあり（いずれも経済産業省「令和４年度電子商取引に関する市場調査報告書」）、国内のEC市場規模拡大は継続しております。

このような事業環境の下、当社グループは、データとテクノロジーによって世界中の企業によるマーケティング活動を支援し、売り手と買い手の幸せをつくる企業を目指して事業展開を行っております。当連結会計年度においては、前期中の新連結子会社による業績貢献が期首から発生することから増収となりましたが、利益率の高い主力サービス「アドエビス」の減収や、商流プラットフォーム事業の利益率が低下し前期比で減益となったこと等により、売上高3,626,276千円（前期比8.8%増）、営業利益318,932千円（前期比18.8%減）、経常利益329,476千円（前期比17.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益197,019千円（前期比16.5%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は以下のとおりとなりました。

（マーケティングプラットフォーム事業）

当事業は、インターネットにおける消費者行動を横断的に測定し、マーケティングに活用するためのクラウドサービスを提供する事業であります。当事業では、当期を最終年度とする中期経営方針VISION2023の戦略として、「アドエビス」を中心とする既存サービスを安定基盤としつつ、新サービスの複数

展開により総合マーケティングDX支援企業集団へ進化し、LTV（ライフタイムバリュー）を最大化することを目指してまいりました。提供しているサービスは広告効果測定プラットフォーム「アドエビス」を主力サービスとし、分析レポート自動作成サービス「アドレポ」を提供する広告代理店向けプラットフォームビジネスやインキュベーション領域として新サービス開発にも取り組んでおります。また、「アドエビス」につきましては、契約アカウント数の拡大を図るため、新たに低単価プランの「Growth Step Program」や、Cookieに依存しないコンバージョンAPIによる計測ソリューション「CAPiCO」の提供を開始しました。

当連結会計年度においては、インキュベーション領域の成長により売上高は前期に対して増加いたしましたが、主力の「アドエビス」の減収により営業利益は前期に対して減少することとなりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は2,933,066千円（前期比0.3％増）、セグメント利益は255,736千円（前期比8.5％減）と増収減益になりました。なお、当連結会計年度の売上高には、2022年１月31日に連結子会社化したファーエンドテクノロジー株式会社の売上高が含まれております。

（商流プラットフォーム事業）

当事業は、EC構築のためのオープンプラットフォーム「EC一CUBE」及びEC構築からマーケティング支援までのECソリューションを提供する事業であります。「EC一CUBE」はフリーミアムモデルのオープンソース・パッケージとして提供しており、EC事業者のインフラ整備や売上向上に貢献する一方、「EC一CUBE」と連携する各種サービス（決済代行等）の提供事業者から決済手数料収入を得るというエコシステムを構築しております。また、このオープンソース版「EC一CUBE」を用いたEC構築・運用支援領域にも参入し、従来のプラットフォーム開発からEC構築・運用支援までの垂直統合モデルのビジネスを展開しております。

当連結会計年度においては、垂直統合モデルを推進する中で大規模EC構築案件の受託開発にも取り組み、進捗に応じて売上計上を行っておりますが、従来の決済手数料収入と比べて受託開発事業の利益率は相対的に低く、また経営及び開発体制の強化によりコスト増になったこと等により、セグメント利益は前期に対して減少することとなりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は709,017千円（前期比71.2％増）、セグメント利益は66,629千円（前期比38.4％減）と増収減益になりました。なお、当連結会計年度の売上高には、2022年５月31日に連結子会社化した株式会社EC一CUBE Innovations（旧会社名 ボクブロック株式会社）の売上高が含まれております。

② **設備投資等の状況**

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は164,689千円であり、その主なものは次のとおりであります。

「アドエビス」開発によるソフトウェア等の増加	98,015千円
「アドレポ」開発によるソフトウェア等の増加	24,584千円
「EC一CUBE」開発によるソフトウェア等の増加	21,767千円

③ **資金調達の状況**

当連結会計年度において重要な資金調達はありません。

④ **重要な企業再編等の状況**

当社は、連結子会社である株式会社EC一CUBE Innovations（旧ボクブロック株式会社）の全株式を、2023年9月29日付で当社の連結子会社である株式会社イーシーキューブに譲渡いたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① **企業集団の財産及び損益の状況**

区　分	第20期 (2020年９月期)	第21期 (2021年９月期)	第22期 (2022年９月期)	第23期 (当連結会計年度) (2023年９月期)
売上高 (千円)	2,618,633	2,957,672	3,334,143	3,626,276
営業利益 (千円)	276,952	365,457	392,659	318,932
経常利益 (千円)	261,181	364,295	399,971	329,476
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	183,391	239,645	236,057	197,019
１株当たり当期純利益 (円)	29.09	37.96	37.70	31.39
総資産 (千円)	2,751,470	3,139,134	3,103,664	3,164,568
純資産 (千円)	1,275,468	1,648,016	1,804,444	1,983,193
１株当たり純資産額 (円)	202.20	257.52	283.27	309.12

（注）１株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　分	第20期 (2020年９月期)	第21期 (2021年９月期)	第22期 (2022年９月期)	第23期 (当事業年度) (2023年９月期)
売上高 (千円)	2,317,866	2,532,205	2,583,879	2,476,250
営業利益 (千円)	174,799	253,978	282,484	215,277
経常利益 (千円)	165,735	278,840	315,807	232,327
当期純利益 (千円)	113,815	314,601	198,360	143,721
１株当たり当期純利益 (円)	18.06	49.84	31.68	22.90
総資産 (千円)	2,528,775	2,792,447	2,563,858	2,506,995
純資産 (千円)	1,129,594	1,447,879	1,538,667	1,654,863
１株当たり純資産額 (円)	179.08	229.29	245.76	263.16

（注）１株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、主にインターネット広告市場を中心に事業を行っており、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりであります。

① 事業展開について

中期経営方針「VISION2027」として、マーケティングプロセス支援領域、EC構築・運用支援領域の２つの領域を中心にサービス拡大を図ることを掲げております。マーケティングプロセス支援領域では、当社が強みを持つマーケティング施策の効果測定をはじめ、適応学習、投資選択、実行・管理に至るまでのマーケティングプロセスの円滑な循環を目指し、顧客のDX推進に貢献いたします。EC構築・運用支援領域においては、長年EC構築プラットフォームを提供してきた知見を活かし、カスタマイズ性に富んだECサイトの構築から運用伴走支援に至るまで、垂直統合モデルの実現に取り組んでまいります。

なお、重点戦略は以下のとおりであります。

・マーケティングプロセス支援領域の新サービスローンチ及びクロスセルの促進
・コマース支援事業の垂直統合と生産性の向上

② 環境変化への対応について

オンラインにおけるプライバシー保護とパーソナルデータの適切な活用への関心が高まるとともに、情報セキュリティに対する脅威も年々増大し、加えて個人情報保護に関する国内外の法規制も強化されております。このような状況下において、プライバシーへの配慮や情報セキュリティ強化とパーソナルデータの利活用を両立させるための技術開発を推進してまいります。

③ 人財について

当社グループでは、これまで開発部門、営業部門、カスタマーサクセス部門の体制強化を行いながら業容を拡大してまいりましたが、今後の継続的な成長のためには、これらの部門のさらなる強化はもとより、新規事業開発の人員体制拡充も必要となります。

また、事業の成長拡大や多角化により、高い専門性を有する人財の獲得及び育成については重要な経営課題となっております。今後も、多様な働き方を支援する制度・環境の整備や、人財成長を促す教育の充実を行いながら、持続的な雇用の創出に取り組んでまいります。

④ 研究開発について

昨今、AI*のビジネス活用が注目されておりますが、当社グループの事業領域であるマーケティングデータの計測、分析、活用の分野においても様々な可能性が考えられます。マーケティング分野におけるAI活用により新しい価値提供を実現するため、新技術の開発を推進してまいります。

* Artificial Intelligence：人工知能

⑤ グループ経営管理について

当社グループのさらなる企業価値向上を目指すため、M&Aによる事業拡大や社内事業部の分社化等にも引き続き取り組んでまいります。この施策の効果を最大化するためにも、グループ経営管理体制の強化やコーポレート・ガバナンスの強化は必須のものとして取り組んでまいります。

(4) 主要な事業内容（2023年９月30日現在）

当社グループは、マーケティングプラットフォーム事業、商流プラットフォーム事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

① マーケティングプラットフォーム事業

広告効果測定サービス「アドエビス」、運用型広告レポート自動作成ツール「アドレポ」、動画マーケティングのコンテンツ制作や運用を行う「TOPICA WORKS」、プロジェクト管理ツール「My Redmine」等のサービスを提供する事業であります。

② 商流プラットフォーム事業

EC構築のためのオープンプラットフォーム「EC−CUBE」及びEC構築・運用支援サービス等を提供する事業であります。

(5) 重要な子会社の状況（2023年９月30日現在）

会　　社　　名	資　本　金	出資比率	主要な事業内容
株式会社イーシーキューブ	30,000千円	89.50%	ソフトウェア開発
株式会社スプー	10,000千円	100.00%	WEB制作
株式会社トピカ	36,831千円	60.05%	デジタルマーケティング支援
ファーエンドテクノロジー株式会社	8,000千円	100.00%	ソフトウェア開発
株式会社EC−CUBE Innovations	10,000千円	89.50%	ECサイト構築及び運用
YRGLM VIETNAM CO., LTD.	4,256百万VND (200千USD)	100.00%	ソフトウェア開発

（注）1. 当社の連結子会社であるボクブロック株式会社は、2023年６月30日付で株式会社EC−CUBE Innovationsに商号変更を行っております。

2. 当社は、2023年９月29日付で連結子会社である株式会社EC−CUBE Innovationsの全株式を当社の連結子会社である株式会社イーシーキューブに譲渡いたしました。

(6) 主要な拠点（2023年９月30日現在）

① 当社

名称	所在地
大阪本社	大阪市北区
東京本社	東京都千代田区

② 子会社

名称	所在地
株式会社イーシーキューブ	大阪市北区
株式会社スプー	東京都千代田区
株式会社トピカ	東京都千代田区
ファーエンドテクノロジー株式会社	島根県松江市
株式会社EC一CUBE Innovations	東京都千代田区
YRGLM VIETNAM CO., LTD.	ベトナム　ホーチミン市

(7) 従業員の状況（2023年９月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
マーケティングプラットフォーム事業	173名	8名増
商流プラットフォーム事業	29名	1名増
全社（共通）	34名	6名増
合計	236名	15名増

（注）「全社（共通）」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
142名	6名増	34.3歳	5.0年

(8) 主要な借入先（2023年９月30日現在）

① 当社の状況

借入先	借入額（千円）
株式会社三井住友銀行	166,679
株式会社三菱UFJ銀行	137,500
株式会社りそな銀行	103,316
三井住友信託銀行株式会社	97,500
株式会社みずほ銀行	50,000

② 子会社の状況

借入先	借入額（千円）
株式会社三井住友銀行	46,877
株式会社日本政策金融公庫	21,900
株式会社山陰合同銀行	6,348
株式会社島根銀行	4,409

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（2023年９月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　　22,800,000株

(2) 発行済株式の総数　　6,372,415株（自己株式84,068株を含む）

(3) 株主数　　3,619名

(4) 大株主

株　主　名	持株数（株）	持株比率（%）
岩田　進	2,752,707	43.77
福田　博一	805,100	12.80
又座　加奈子	329,200	5.23
イルグルム従業員持株会	79,257	1.26
山下　良久	67,700	1.07
株式会社博報堂ＤＹメディアパートナーズ	60,000	0.95
山田　智則	53,000	0.84
長谷川　聡	36,800	0.58
白井　貢	35,500	0.56
J. P. MORGAN SECURITIES PLC	33,700	0.53

（注）１．当社は、自己株式を84,068株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は、自己株式84,068株を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2017年12月22日開催の定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受けて、当社は、2023年１月20日開催の取締役会決議において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年２月20日付で取締役（監査等委員である取締役を含む）及び執行役員等に対し自己株式を次のとおり交付しております。譲渡制限付株式報酬の内容は、「３．会社役員に関する事項　(4) 取締役の報酬等　①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員を除く）（社外取締役を除く）	5,800株	3名
取締役（監査等委員）	3,000株	3名

3．会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2023年９月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員 CEO	岩 田　　進	株式会社イーシーキューブ代表取締役社長 株式会社スプー取締役 株式会社トピカ取締役 ファーエンドテクノロジー株式会社取締役 株式会社EC一CUBE Innovations取締役
取締役 上席執行役員 COO兼CFO	赤 澤　洋 樹	運営本部本部長兼事業戦略室長 株式会社トピカ取締役 ファーエンドテクノロジー株式会社取締役
取締役	椎 木　　茂	株式会社EC一CUBE Innovations取締役 株式会社アイデミー社外取締役
取締役 （監査等委員）	佐 伯　壽 一	株式会社イーシーキューブ監査役 株式会社EC一CUBE Innovations監査役
取締役 （監査等委員）	西 野　　充	YRGLM VIETNAM CO., LTD.監査役 ファーエンドテクノロジー株式会社監査役
取締役 （監査等委員）	大久保　丈二	株式会社スプー監査役 株式会社トピカ監査役

（注）１．監査等委員である取締役佐伯壽一、西野充及び大久保丈二は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。また、３名とも東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
２．監査等委員である取締役大久保丈二は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
３．監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部監査担当者及び外部監査人と緊密な連携のもと組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
４．当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各部署の業務執行機能を区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。岩田進は社長執行役員を、赤澤洋樹は上席執行役員をそれぞれ兼ねております。また、取締役を兼ねない執行役員は中川仁（上席執行役員CTO）、宮本力及び吉本啓顕の３名であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各業務執行取締役以外の取締役と、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟費用、第三者訴訟費用及びその他付随費用を当該保険契約により塡補することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為に起因する損害賠償金等については、塡補の対象としないこととしております。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年２月５日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について監査等委員会の意見を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が本方針と整合していることや、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等については、あらかじめ本方針に基づく報酬等の案について監査等委員会の検討及び特段の異論がない旨の意見決定を経ていることを確認しており、本方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等については、外部調査機関による役員報酬サーベイにも照らしつつ、業績や貢献度等を総合的に勘案して支給される固定報酬と、非金銭報酬等としての譲渡制限付株式報酬から構成されております。固定報酬については代表取締役が各取締役の報酬案を策定し、非金銭報酬等については役割や職責に応じて予め内規で定められており、それぞれ代表取締役と監査等委員会とで事前協議を行った後に取締役会で決定しております。また、固定報酬は業績等を勘案して決定し、非金銭報酬等については内規に基づいて決定することから、その割合については変動するものとし、固定報酬については毎月定額を支給し、非金銭報酬等については取締役会決議に基づき一定の時期に支給しております。

なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、監査等委員である取締役の協議により決定し、支給しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区　分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員の員数(名)
		固定報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	64,751 (－)	58,599 (－)	6,151 (－)	3 (－)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	20,864 (20,864)	17,550 (17,550)	3,314 (3,314)	3 (3)
合計 （うち社外取締役）	85,615 (20,864)	76,149 (17,550)	9,465 (3,314)	6 (3)

（注）1．非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。割当ての際の条件等は「① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2．(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

2．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年12月22日開催の定時株主総会において年額200,000千円（うち社外取締役分は年額50,000千円）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は４名（うち社外取締役１名）です。また別枠で、2017年12月22日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額として年額50,000千円（うち社外取締役分は10,000千円）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は３名（うち社外取締役０名）です。

3．監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年12月22日開催の定時株主総会において年額30,000千円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名（うち社外取締役３名）です。また別枠で、2017年12月22日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額として年額10,000千円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名（うち社外取締役３名）です。

4．上記報酬等の額のほか、社外役員が子会社から受けた役員報酬等はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

・社外取締役（監査等委員）佐伯壽一は、株式会社イーシーキューブの監査役及び株式会社EC一CUBE Innovationsの監査役であります。株式会社イーシーキューブは当社が89.5％を所有する子会社であり、株式会社EC一CUBE Innovationsは当社の子会社である株式会社イーシーキューブの100％子会社であります。

・社外取締役（監査等委員）西野充は、YRGLM VIETNAM CO., LTD.の監査役及びファーエンドテクノロジー株式会社の監査役であります。両社は当社の100％子会社であります。

・社外取締役（監査等委員）大久保丈二は、株式会社スプー及び株式会社トピカの監査役であります。株式会社スプーは当社の100％子会社であり、株式会社トピカは当社が60.05％を所有する子会社であります。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 佐伯　壽一	当事業年度開催の取締役会14回及び監査等委員会18回の全てに出席し、事業会社における長年の豊富な経験と幅広い知識に基づき議案の審議に必要な意見を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 西野　充	当事業年度開催の取締役会14回及び監査等委員会18回の全てに出席し、金融機関及び事業会社における長年の豊富な経験と幅広い知識に基づき議案の審議に必要な意見を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 大久保　丈二	当事業年度開催の取締役会14回及び監査等委員会18回の全てに出席し、公認会計士としての専門的な知見及び事業会社における長年の豊富な経験と幅広い知識に基づき議案の審議に必要な意見を適宜行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が３回ありました。

4．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,300千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,300千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項及び第３項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、ＰｗＣあらた有限責任監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(5) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社であるYRGLM VIETNAM CO., LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項に定める解任事由のいずれかに該当すると判断した場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、会計監査人がその職務を適正に遂行することができないと認められる場合、又は会計監査の適正性及び信頼性を高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(7) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(8) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

5．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会は、すべての取締役で構成し、法令に定める職務のほか、経営の基本方針・戦略その他重要な業務執行の決定を行う。取締役会は、業務執行の法令・定款への適合性を確保するため、原則として毎月開催する。

② 経営に関する重要な事項については、経営会議において十分な議論を行った後に取締役会において審議・決定する。

③ 監査等委員は、監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に基づき、取締役会及び経営会議その他の重要な会議への出席、会社業務及び財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務執行を監査する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

会社は、その担当職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む）を、関連資料と併せて最低10年間保管し、取締役及び監査等委員は随時これらの文書を閲覧可能なものとする。

イ）株主総会議事録
ロ）取締役会議事録
ハ）重要な会議及び委員会の議事録

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 取締役会は、経営危機管理規程を当社及び当社子会社の損失の危険に関する統括的規程とする。

② 関係会社管理規程に基づき、子会社ごとに当社執行役員を統括責任者として定める。統括責任者は、所管する子会社のリスク把握・防止を含む管理指導を行い、当該子会社は必要な検討・対応を行う。

③ 会社は、事業活動に伴う各種リスクについて、各主管部署を通じてリスク管理に関する規程を定め、教育・啓発を通じてその維持・定着とリスク低減を図る。

④ 大規模災害等の重大な事態が発生した場合は、社長執行役員を本部長とする緊急事態対策本部を設置し、事業継続のためのリスク管理、並びに損失最小化を目的として迅速に情報を収集・分析し、必要な対策を講じる。

⑤ コンプライアンスリスクに対処するため、以下の施策を講じる。

イ）弁護士事務所と顧問契約を締結し、重要な法律問題について助言を受け、法的問題の予防・軽減に努める。

ロ）コンプライアンス委員会規程に基づき、社長執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会を常設し、コンプライアンスリスクの予防・拡大

防止を図る。

⑥ 情報セキュリティ基本方針を定め、社長執行役員を委員長とする情報セキュリティ委員会が、情報セキュリティに係るリスクの把握、対策立案、実行管理と改善を行う。

(4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、執行役員制度を導入するとともに、定時取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催するものとし、経営方針及び戦略にかかわる重要事項については、取締役と執行役員で構成する経営会議において事前審議を行い、業務執行を決定する。

② 取締役及び執行役員の業務執行については、取締役会規則、執行役員規程、組織規程、職務権限規程等において、それぞれの責任者及びその権限、執行手続きについて定める。

③ 当社子会社の取締役の職務の執行については、関係会社管理規程を定め、当社の取締役または執行役員を統括責任者として派遣し、当該子会社の支援、管理及び監督を行う。

(5) 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

取締役会は、関係会社管理規程を定め、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な事項について、当社への定期的な報告を義務付ける。

(6) 当社使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人が法令及び諸規則を遵守し、倫理観を持って事業活動を行うための基盤として、倫理規程を定める。

② 社長執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の法令遵守意識定着と運用徹底を図るため、教育・啓発等諸活動を実施する。

③ 法令違反行為等に関する通報に対して適切に対処するために、内部通報規程に基づき内部通報制度を整備・運営し、その周知徹底を図る。

④ 監査等委員会は、当社及び当社子会社のコンプライアンス体制及び内部通報制度の運用に問題があるときは、意見を述べるとともに業務執行に係る取締役に対して速やかな改善を求める。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、会社は当社の使用人から、監査等委員会補助者を任命するものとする。

② ①の使用人の、取締役からの独立性を確保するために、監査等委員会は①の

使用人人事について、事前に報告を受け、必要な場合は会社に変更を申し入れることができるものとする。

③ ①の使用人は、その職務に当たっては、監査等委員会の指示にのみ従うものとする。

(8) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員は、経営会議等の重要な会議に出席し、当社及び当社子会社の業務執行に関する報告を受けることができる。

② 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社及び当社子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項がある場合は、監査等委員会に直ちに報告する。監査等委員会は、いつでも必要に応じて、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

③ 取締役は、内部通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、コンプライアンス上の問題について監査等委員会が適時に把握できるようにする。

(9) 監査等委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

(10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する事項

監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当社は速やかに、これに応じるものとする。

(11) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会の環境整備の状況、監査等委員会の監査上の重要課題等について意見交換を行う。

② 当社は、監査等委員会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、または、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士の助言を受ける機会を保証する。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

① 当社及び当社子会社は、財務報告の信頼性確保のため、金融商品取引法その他関連法令に従い、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築、並びにその有効性・適切性を定期的に評価し、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。

② 内部監査室は、財務報告に係る内部統制監査を行う。

③　取締役会は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　取締役会規則を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を14回開催しております。

②　監査等委員会は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき当社及び当社子会社の監査を実施するとともに、代表取締役、会計監査人及び内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、業務執行取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。当事業年度において監査等委員会を18回開催しております。

③　倫理規程を制定し、当社使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。また、内部統制監査によるモニタリングを通じ、法令義務違反が発生した場合又は発生する恐れのある場合は厳格な調査を行い、客観的な事実関係を見極め、適切な処理方法を選択するとともに、再発防止を図っております。

6．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、今後の業績の推移や財務状況等を考慮したうえで、将来の事業展開のための投資と健全な内部留保等を総合的に勘案しながら、当連結会計年度においては連結株主資本配当率２.5％を目安に安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。この方針のもと、当事業年度の期末配当金については、１株につき7.４円とさせていただきたいと存じます。

また、自己株式の取得については、株主価値の最大化を目的とした機動的な資本政策を実行可能とするため、必要に応じて実施することとしております。

連結貸借対照表

(2023年９月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,101,313**	**流動負債**	**1,018,203**
現金及び預金	1,451,657	買掛金	29,188
受取手形及び売掛金	520,372	短期借入金	250,000
契約資産	31,496	1年内返済予定の長期借入金	243,019
前払費用	88,499	未払金	306,408
仕掛品	2,332	未払法人税等	39,514
その他	9,043	預り金	62,764
貸倒引当金	△2,089	契約負債	61,730
固定資産	**1,063,254**	賞与引当金	25,367
有形固定資産	**57,307**	その他	209
建物及び構築物	19,913	**固定負債**	**163,172**
工具、器具及び備品	37,394	長期借入金	141,510
無形固定資産	**778,609**	資産除去債務	21,662
のれん	361,824	**負債合計**	**1,181,375**
ソフトウェア	381,199	**純資産の部**	
ソフトウェア仮勘定	20,138	**株主資本**	**1,922,732**
その他	15,446	資本金	318,065
投資その他の資産	**227,338**	資本剰余金	411,175
投資有価証券	56,193	利益剰余金	1,282,821
長期前払費用	30,158	自己株式	△89,330
繰延税金資産	62,140	**その他の包括利益累計額**	**21,114**
差入保証金	77,806	為替換算調整勘定	21,114
その他	2,487	**非支配株主持分**	**39,346**
貸倒引当金	△1,449	**純資産合計**	**1,983,193**
資産合計	**3,164,568**	**負債及び純資産合計**	**3,164,568**

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2022年10月１日から
2023年９月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**3,626,276**
売上原価		**1,457,133**
売上総利益		**2,169,143**
販売費及び一般管理費		**1,850,210**
営業利益		**318,932**
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,661	
投資有価証券評価益	144	
持分法による投資利益	2,645	
為替差益	667	
保険解約返戻金	8,341	
助成金収入	2,756	
その他	679	**17,895**
営業外費用		
支払利息	3,996	
長期前払費用償却	565	
固定資産除却損	1,819	
その他	970	**7,351**
経常利益		**329,476**
特別損失		
減損損失	9,535	**9,535**
税金等調整前当期純利益		**319,940**
法人税、住民税及び事業税	80,353	
法人税等調整額	32,888	**113,241**
当期純利益		**206,698**
非支配株主に帰属する当期純利益		**9,679**
親会社株主に帰属する当期純利益		**197,019**

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

（2022年10月１日から
2023年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**318,065**	**418,063**	**1,137,906**	**△120,795**	**1,753,239**
当期変動額					
剰余金の配当			△43,825		**△43,825**
親会社株主に帰属する当期純利益			197,019		**197,019**
自己株式の処分		△15,165		31,465	**16,299**
利益剰余金から資本剰余金への振替		8,278	△8,278		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	**－**	**△6,887**	**144,915**	**31,465**	**169,493**
当期末残高	**318,065**	**411,175**	**1,282,821**	**△89,330**	**1,922,732**

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	**20,286**	**20,286**	**30,919**	**1,804,444**
当期変動額				
剰余金の配当			△1,252	**△45,077**
親会社株主に帰属する当期純利益				**197,019**
自己株式の処分				**16,299**
利益剰余金から資本剰余金への振替				**－**
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	828	**828**	9,679	**10,507**
当期変動額合計	**828**	**828**	**8,427**	**178,749**
当期末残高	**21,114**	**21,114**	**39,346**	**1,983,193**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数　　6社

主要な連結子会社の名称　　YRGLM VIETNAM CO., LTD.
株式会社イーシーキューブ

その他の連結子会社の名称は、事業報告の「1．企業集団の現況に関する事項　（5）重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

② 非連結子会社の状況

非連結子会社の名称　　クラウドファイン株式会社

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）、及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

関連会社の数　　1社

関連会社の名称　　有限会社彩

② 持分法を適用しない非連結子会社の状況

非連結子会社の名称　　クラウドファイン株式会社

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式　　移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法
また、金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものについて、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な決算書を基礎として持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法（ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備は定額法） なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物　　８～15年 工具、器具及び備品　　２～15年
無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法 なお、ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

ⅰ）サブスクリプションに係る収益認識

サブスクリプションサービスにおいては、主にインターネットを経由して提供するクラウド・SaaSについて、月額利用料金として顧客から料金を収受しております。時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

ⅱ）決済手数料に係る収益認識

決済に係る業務委託契約においては、業務提携契約に基づいて決済会社から紹介手数料を収受しており、決済サービス利用者がECサイトにおいて決済手段を利用した時点で履行義務が充足されるものと判断して収益を認識し、決済手数料受取額で収益の額を測定しております。

ⅲ）ソリューションサービスに係る収益認識

ソリューションサービスにおいては、主にECサイトやWEBサイト構築の受託開発及び関連する保守・メンテナンスサービスの提供を行っております。このうち受託開発については、顧客との契約に基づき、ごく短期的な受託開発を除き、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合には、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、発生した実際原価の範囲でのみ収益を認識します。

履行義務の充足に係る進捗度は、見積総工数に対する発生工数の割合として算定します。また、ごく短期的な受託開発については、履行義務を充足し顧客が検収した時点で収益を認識しております。

保守・メンテナンスサービス等の一定期間の契約に基づき時の経過にわたり履行義務が充足されるサービスについては、契約期間に応じて均等按分により収益を認識しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その投資効果の発現する期間を個別に見積り、20年以内の合理的な期間で均等償却を行っております。

2．会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。時価算定会計基準適用指針は、投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いを定めたものであります。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3．表示方法の変更に関する注記

連結貸借対照表

前連結会計年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「仕掛品」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「仕掛品」は790千円であります。

4．会計上の見積りに関する注記

有形固定資産及び無形固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	57,307千円
のれん	361,824千円
無形固定資産（のれん以外）	416,784千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、有形固定資産及び無形固定資産（のれんを含む）のうち減損の兆候がある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては将来の市場の成長度合い、利益の予想、資産の予想使用期間、割引率等に基づいて慎重に検討しておりますが、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、減損処理が必要となる可能性があります。

5．連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は次のとおりであります。

売掛金	511,739千円
電子記録債権	8,632千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

建物及び構築物	51,391千円
工具、器具及び備品	195,897千円

6．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	期末株式数
普通株式	6,372,415株	－株	－株	6,372,415株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年12月23日定時株主総会	普通株式	43,825千円	7.00円	2022年9月30日	2022年12月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年11月17日取締役会	普通株式	利益剰余金	46,533千円	7.40円	2023年9月30日	2023年12月7日

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			
		期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	期末株式数
第3回新株予約権	普通株式	5,712	－	5,712	－
第4回新株予約権	普通株式	41,586	－	41,586	－
合計		47,298	－	47,298	－

(注) 1．第3回新株予約権の目的となる株式の当期減少は、新株予約権の行使によるものであります。

2．第4回新株予約権の目的となる株式の当期減少は、権利行使期間満了に伴う失権によるものであります。

7．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入によって行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、取引先ごとの残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。

営業債務である買掛金及び未払金は、全て1年以内の支払期日となっております。

また、借入金の使途は運転資金であり、返済日は決算日後最長で7年であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年９月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、受取手形及び売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 差入保証金	77,806	77,839	32
資産計	77,806	77,839	32
② 長期借入金（※１）	384,529	378,011	△6,517
負債計	384,529	378,011	△6,517

（※１）長期借入金には、１年内返済予定の長期借入金を含めております。

（※２）投資有価証券及び連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は上表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
非上場株式	22,364
投資事業組合出資	33,828

（注）１．金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）
受取手形及び売掛金	520,372
合計	520,372

２．長期借入金その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
長期借入金	243,019	109,026	9,677	6,840	6,468	9,499
合計	243,019	109,026	9,677	6,840	6,468	9,499

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入保証金	－	77,839	－	77,839
資産計	－	77,839	－	77,839
長期借入金	－	378,011	－	378,011
負債計	－	378,011	－	378,011

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

時価は、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

長期借入金

時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

８．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、顧客との契約から生じる収益を事業別に分解しております。事業別の収益は報告セグメント毎に分解しております。これらの分解した収益とセグメント収益の関連は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント		
	マーケティング プラットフォーム	商流 プラットフォーム	計
顧客との契約から生じる収益	2,923,339	702,937	3,626,276
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	2,923,339	702,937	3,626,276

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　(3) 会計方針に関する事項　④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産、契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度（期首）	当連結会計年度（期末）
契約資産	－	31,496
契約負債	60,821	61,730

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が１年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9．1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	309円12銭
1株当たり当期純利益	31円39銭

10. 重要な後発事象に関する注記

自社株式の取得

当社は、2023年11月6日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を次のとおり決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式の取得を行うものであります。

(2) 取得にかかる事項の内容

①	取得対象株式の種類	当社普通株式
②	取得し得る株式の総数	200,000株（上限）
③	株式の取得価額の総額	100,000千円（上限）
④	取得期間	2023年11月7日から2024年5月7日まで
⑤	取得方法	東京証券取引所における市場買付（証券取引一任勘定方式）

11. その他の注記

減損損失に関する注記

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
大阪市北区	アドエビス事業	ソフトウェア

当社グループは、減損損失の算定にあたり、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、サービス提供用の自社利用ソフトウェアのうち一部オプション機能のサービス提供終了を決定したことにより、減損の兆候を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失9,535千円を計上しております。なお、回収可能価額は将来キャッシュ・フローが見込めないことからゼロとして評価しております。

貸借対照表

(2023年９月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,367,899**	**流動負債**	**741,307**
現金及び預金	972,872	買掛金	22,300
受取手形及び売掛金	310,245	短期借入金	250,000
前払費用	75,246	1年内返済予定の長期借入金	215,833
その他	11,385	未払金	164,599
貸倒引当金	△1,850	未払法人税等	21,893
固定資産	**1,139,096**	預り金	34,456
有形固定資産	**52,575**	契約負債	11,830
建物及び構築物	19,518	賞与引当金	20,184
工具、器具及び備品	33,057	その他	209
無形固定資産	**499,957**	**固定負債**	**110,824**
商標権	11,789	長期借入金	89,162
ソフトウェア	354,284	資産除去債務	21,662
ソフトウェア仮勘定	18,013	**負債合計**	**852,131**
のれん	112,322	**純資産の部**	
その他	3,546	**株主資本**	**1,654,863**
投資その他の資産	**586,563**	**資本金**	**318,065**
投資有価証券	33,828	**資本剰余金**	**308,043**
関係会社株式	391,407	資本準備金	308,043
長期前払費用	24,195	**利益剰余金**	**1,118,085**
繰延税金資産	58,485	その他利益剰余金	1,118,085
差入保証金	71,172	繰越利益剰余金	1,118,085
その他	8,922	**自己株式**	**△89,330**
貸倒引当金	△1,449	**純資産合計**	**1,654,863**
資産合計	**2,506,995**	**負債及び純資産合計**	**2,506,995**

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(2022年10月 1 日から
2023年 9 月30日まで)

(単位：千円)

科目		金額	
売上高			**2,476,250**
売上原価			**883,034**
売上総利益			**1,593,215**
販売費及び一般管理費			**1,377,938**
営業利益			**215,277**
営業外収益			
受取配当金		10,671	
業務受託料		10,500	
投資有価証券評価益		144	
その他		1,802	**23,118**
営業外費用			
支払利息		3,542	
固定資産除却損		1,819	
その他		706	**6,068**
経常利益			**232,327**
特別損失			
減損損失		9,535	
子会社株式売却損		3,000	**12,535**
税引前当期純利益			**219,792**
法人税、住民税及び事業税		45,236	
法人税等調整額		30,833	**76,070**
当期純利益			**143,721**

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

（2022年10月１日から
2023年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	318,065	308,043	6,887	314,930
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の処分			△15,165	△15,165
利益剰余金から資本剰余金への振替			8,278	8,278
当期変動額合計	－	－	△6,887	△6,887
当期末残高	318,065	308,043	－	308,043

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,026,467	1,026,467	△120,795	1,538,667	1,538,667
当期変動額					
剰余金の配当	△43,825	△43,825		△43,825	△43,825
当期純利益	143,721	143,721		143,721	143,721
自己株式の処分			31,465	16,299	16,299
利益剰余金から資本剰余金への振替	△8,278	△8,278		－	－
当期変動額合計	91,617	91,617	31,465	116,195	116,195
当期末残高	1,118,085	1,118,085	△89,330	1,654,863	1,654,863

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法 また、金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるものについて、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な決算書を基礎として持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法（ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備は定額法） なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物　　８～15年 工具、器具及び備品　　２～15年
無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法 なお、ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

サブスクリプションサービスにおいては、主にインターネットを経由して提供するクラウド・SaaSについて、月額利用料金として顧客から料金を収受しております。時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その投資効果の発現する期間を個別に見積り、20年以内の合理的な期間で均等償却を行っております。

2．会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。時価算定会計基準適用指針は、

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いを定めたものであります。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

有形固定資産及び無形固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	52,575千円
のれん	112,322千円
無形固定資産（のれん以外）	387,634千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、有形固定資産及び無形固定資産（のれんを含む）のうち減損の兆候がある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては将来の市場の成長度合い、利益の予想、資産の予想使用期間、割引率等に基づいて慎重に検討しておりますが、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、減損処理が必要となる可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は次のとおりであります。

売掛金	301,612千円
電子記録債権	8,632千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

建物及び構築物	46,930千円
工具、器具及び備品	186,706千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	20,241千円
長期金銭債権	6,928千円
短期金銭債務	20,442千円

(4) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社EC一CUBE Innovations	45,564千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	11,024千円
仕入高	231,419千円
販売費及び一般管理費	17,080千円
営業取引以外の取引高	21,171千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	84,068株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	6,172千円
未払事業税	2,649千円
有形固定資産	7,830千円
資産除去債務	6,624千円
投資有価証券	5,104千円
関係会社株式	6,911千円
譲渡制限付株式報酬	9,832千円
資産調整勘定	24,081千円
その他	3,759千円
繰延税金資産小計	72,965千円
評価性引当額	△12,105千円
繰延税金資産合計	60,860千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△2,375千円
繰延税金負債合計	△2,375千円
繰延税金資産の純額	58,485千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	YRGLM VIETNAM CO., LTD.	所有 直接100%	ソフトウェア開発の委託	外注費	171,319	買掛金	14,227
子会社	株式会社イーシーキューブ	所有 直接89.5%	経営管理等 役員の兼任	受取配当金 業務受託料	10,671 9,600	－ 未収入金	－ 1,128

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

価格その他の取引条件は市場実勢を勘案して決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1．重要な会計方針に係る事項に関する注記 ⑷ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	263円16銭
1株当たり当期純利益	22円90銭

11. 重要な後発事象に関する注記

「連結計算書類　連結注記表　10. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. その他の注記

(1) 減損損失に関する注記

「連結計算書類　連結注記表　11. その他の注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 子会社株式売却損に関する注記

当社は2023年9月29日付で連結子会社である株式会社EC一CUBE Innovationsの全株式を当社の連結子会社である株式会社イーシーキューブに譲渡いたしました。

譲渡株式数、譲渡価額、譲渡後の所有株式数

譲渡株式数	：200株
譲渡価額	：100,000千円（1株当たり500千円）
売却損	：3,000千円
譲渡後の所有株式数	：0株

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年11月17日

株式会社イルグルム
取 締 役 会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士　木下　昌久
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士　北野　和行

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社イルグルムの2022年10月１日から2023年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イルグルム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年11月17日

株式会社イルグルム
　取 締 役 会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士　木下　昌久
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士　北野　和行

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社イルグルムの2022年10月１日から2023年９月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2022年10月１日から2023年９月30日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月17日

株式会社イルグルム監査等委員会

監　査　等　委　員　佐伯　壽一　㊞

監　査　等　委　員　西野　充　㊞

監　査　等　委　員　大久保　丈二　㊞

（注）監査等委員である取締役は全員、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役です。

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会　　場：大阪市北区梅田二丁目２番22号
　　ハービスENTオフィスタワー９階　会議室



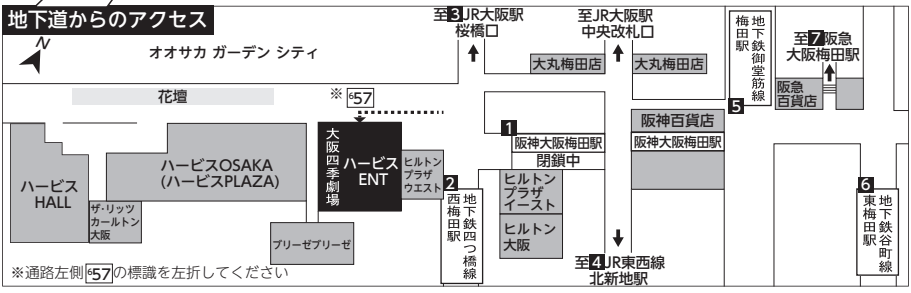

交通　１．阪神大阪梅田駅（西改札）より徒歩約６分
　　２．大阪メトロ四つ橋線 西梅田駅（北改札）から徒歩約６分
　　３．JR東海道本線・大阪環状線・福知山線 大阪駅（桜橋口）より徒歩約７分
　　４．JR東西線 北新地駅（西改札）より徒歩約10分
　　５．大阪メトロ御堂筋線 梅田駅（南改札）より徒歩約10分
　　６．大阪メトロ谷町線東梅田駅（北改札）より徒歩約10分
　　７．阪急大阪梅田駅より徒歩約15分

本株主総会にご出席される株主様へのお土産のご用意はございません。